

指定管理業務点検・評価シート（令和6年度業務）

令和7年7月22日

施設名	県立障がい者体育センター	所在地	鳥取市湖山町西3丁目113-2
施設所管課名	スポーツ課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	株式会社TKSS	指定期間	令和6年度から令和10年度

1 施設の概要

設置目的	障がい者の体育活動等を推進する。
設置年月日	昭和52年10月13日
施設内容	○敷地面積：7,854.62㎡ ○延床面積：992.65㎡ ○施設内容：体育室（バスケットボール1面）、男女ロッカー・シャワー室、事務室、器具庫（小・大）
利用料金	施設ホームページ（ https://www.tkss-syou-tai.com/ ）のとおり
開館時間	午前9時～午後9時（7～9月は、午後9時30分まで）
休館日	①毎週月曜日 ②12月29日～1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者体育センターの施設整備の維持管理に関する業務（保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・障がい者体育センターの利用の許可、利用料の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用受付、案内、備品貸出、利用指導又は操作、利用者へのサービス提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務）
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	常勤職員：3人、非常勤職員：2人〔計5人〕 【体制図等】 別添のとおり
------	--

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和6年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度		628	532	546	466	394	617	665	536	439	495	537	670	6,525
増減		▲628	▲532	▲546	▲466	▲394	▲617	▲665	▲536	▲439	▲495	▲537	▲670	▲6,525

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和6年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度		49	41	39	38	22	43	34	42	39	53	45	59	504
増減		▲49	▲41	▲39	▲38	▲22	▲43	▲34	▲42	▲39	▲53	▲45	▲59	▲504

5 収支の状況

(円)

区分		令和6年度	令和5年度	増減	
収入	事業収入	利用料金収入	0	504,345	▲504,345
		減免交付金	0	1,638,335	▲1,638,335
		県からの委託料	9,062,000	8,708,000	354,000
		小計	9,062,000	10,850,680	▲1,788,680
	事業外収入	雑収入	156,703	160,189	▲3,486
		受取利息	0	0	0
		繰入金			0
計	9,062,000	11,010,869	▲1,948,869		
支出	人件費	4,907,503	4,793,156	114,347	
	管理運営費	4,331,200	6,217,713	▲1,886,513	
	事業費		0	0	
	計	9,238,703	11,010,869	▲1,772,166	
収支差額		0	0		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	常勤補助職員	臨時職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示		労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況		有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況		有：時間外労働・休日労働に関する協定届	有：時間外労働・休日労働に関する協定届	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間		週40時間	週20時間未満	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法		自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況		【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき14日。ただし、労働基準法に定める日数を下回る場合は、労働基準法に定めるところによる。(20日を限度に繰越) 【休日】 ・非定例日の場合交代制勤務により、勤務を要しないと日に指定された日	【休暇】 ・年次有給休暇 6ヶ月間継続勤務した場合7日。ただし、労働基準法に定める日数を下回る場合は、労働基準法に定めるところによる。 【休日】 ・非定例日の場合交代制勤務により、勤務を要しないと日に指定された日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額		171,987円	71,449円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較		適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較		84%	89%	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無		無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
目標値の設定	・工事終了後の利用促進に資するため、利用者数等の目標値設定を行い、その実現に向けて取り組んだ。
ハード、ソフト面の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震工事があったため、体育室の利用はなかった。 ・館内修繕として、玄関自動ドア装置の更新、体育室の換気扇の取換（西面北側1基）等を行った。 ・用具は休館中も貸出を行っていたので、職員による点検、及び業者によるタイヤ・チューブ等の交換を行った。 ・貸付備品として、グラウンドゴルフ用具一式の納入があった。 ・利用者からの要望や業務内容等については職員間で話し合い、情報共有に努めた。
情報発信、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上で、休館期間の案内、次年度の予約受付情報等を掲示した。 ・電話や窓口での問い合わせ等には、勤務している職員が対応をした。
スポーツ教室、スポーツイベントの企画、実施	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震工事のため実施していない。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との「意見交換会」実施。 ・施設内に設置する意見箱。 ・施設窓口での意見受付。 ・県への「県民の声」による意見受付。
------------	---

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
特になし	

利用者からの積極的な評価
特になし

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☑

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
特になし

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

- ・敷地内の高木が電線や駐車場屋根にかからないよう剪定を行うが、作業に苦勞している。また、建物廻りの除草作業にも苦勞している。
- ・利用を増やすためにどうするか。4日前までのキャンセルをお願いしているが、天候等による直前のキャンセルもよくある。

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況		☑
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況		☑
項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。施設工事による休館ながらも、工事関係者と密に連絡を取り、工事のスムーズな進捗に寄与し、館内修繕も行った。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。施設工事による休館で利用許可、利用料徴収等はなかったが、次年度以降の再開へ向けて、協定の内容が引き続き実施できるよう準備した。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。施設工事による休館ながらも備品等の利用受付、貸出等は応じ、また次年度以降の再開へ向けて、協定の内容が引き続き実施できるよう整理した。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。施設工事による休館で利用はなかったが、次年度以降の再開へ向けて、問合せへの対応など、協定の内容が引き続き実施できるよう準備した。
[収入支出の状況]	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。施設工事による休館で利用料の徴収はなし。
[職員の配置]	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	障がい者就労施設へ除草業務の発注に努めた。
総 括	3	

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

団体名	株式会社TKSS
-----	----------

3 安定した管理に必要な人員及び財政的基礎の確保

(2)組織及び職員の配置等

ア 管理運営の組織

運営組織は現状の組織経営を維持し「経営管理・運営（オペレーション）」「青少年・交流・スポーツ・レクレーション・広報営業・企画（戦略）」に分け、「障がい者体育センター」経営計画を推進する機能を集中するとともに業務に携わる者が自らの役割をより明確に理解できるよう配慮しました。また、施設の管理運営基本方針で設定したミッションを効率的・効果的に実現することを目的とした組織構成としました。

